

要 請 書

平成 23 年 10 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

軍転基協第 号

平成 23 年 10 月 日

殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多

基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から二度にわたり回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 66 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要請事項

I 米軍基地負担の軽減について

1 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

2 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

3 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

6 日米地位協定の抜本的な見直しについて

II 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定について

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還手続の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

I 米軍基地負担の軽減について

1 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

要請

- ア 日米共同発表を見直し、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 返還するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減について、早急に抜本的な対策を講じること。
- ウ MV-22 オスプレイの配備について、政府の責任において、県民生活への影響など、十分な説明を行うこと。

理由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。特に、平成16年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いであります。

日米両政府は、去る6月21日の日米安全保障協議委員会において「沖縄における再編」等を含む共同発表を行い、普天間飛行場代替施設について、その位置、配置及び工法の検証及び確認を完了したとのことではありますが、平成21年9月以降の県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは、事実上不可能であると考えております。

つきましては、代替施設を名護市辺野古に設置するとした日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組んでいただく必要があります。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があります。

政府においては、平成19年8月に公表した危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了したとのことでありますが、地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、更なる抜本的な改善措置を早急に講じていただく必要があります。

MV-22 オスプレイの配備について、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起していること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、配備について反対であります。

沖縄県と宜野湾市が提出した質問文書に対して、政府から回答がありましたが、回答できていない項目があり、引き続き、県民生活への影響など、十分な説明をしていただく必要があります。

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要請

- ア 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから、一つ一つ確実に実行すること。
- イ SACO関連事業等で協議が中断している事例について、早急に協議を再開すること。また、公共事業の推進に伴う施設・区域の一部返還等について協議を進めること。
- ウ 米軍の活動の沖縄県外への移転拡充について、具体的かつ実効性のある訓練移転を実施すること。
- エ 駐留軍従業員雇用の確保について、きめ細かな対応を行うこと。

理由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

本協議会としては、海兵隊の訓練を県外へ移転することを含めて、在沖米軍兵力の削減を図ることは、米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、沖縄の基地負担軽減を図る上で重要であり、沖縄の新たな発展に向けた大きな転機となるものと考えております。

一方、普天間飛行場の移設については、平成 21 年 9 月以降の

県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であります。

つきましては、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むとともに、在沖米海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、パッケージ論にとらわれることなく、地元の意向を踏まえた上で、実現可能なものから、一つ一つ確実に実施していただく必要があります。

とりわけ、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に係る沖縄に残る施設・区域の整理・統合・縮小のための詳細な計画については、早い時期に作成し、公表していただく必要があります。

なお、日本政府は米国政府との間で、グアムにおける施設及びインフラ整備経費として、日本政府は60.9億ドル（約5千億円）を負担することを確認しており、普天間問題の進展に関わらず、グアムの施設整備の進捗等に応じて、在沖海兵隊の移転を、速やかに開始する必要があると考えております。

さらに、SACO関連事業として採択されたにも拘わらず、再編実施のための日米ロードマップで示された施設・区域の統合が進展しないことを理由に、キャンプ・ハンセン所在町村が計画している金武地区一般廃棄物最終処分場建設など事業実施に向けた協議が進んでいない事例があり、地域の活性化・生活に関わる整備については、早急に協議を再開していただく必要があります。

さらに、駐留軍従業員の雇用の確保についても、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の創設も含めきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要請

ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

理由

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

さらに、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域は、パヤオ漁が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。また、平成 20 年 4 月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還により、県民の生活と安全を確保し、県土の均衡ある発展を図る必要があります。

2 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要請

- ア 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を図ること。
- イ 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- ウ 平成22年6月に在日米軍沖縄地域調整官が発表した事件等再発防止策の実効性の検証を含め抜本的な対策を講じること。

理由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀粛正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成23年9月末現在で5,733件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が567件（民間人殺害事件12件を含む）発生しております。

昨年1年間においても71件もの刑法犯罪が発生しており、これらの中には深夜の時間帯や飲酒に絡んで発生した暴行、傷害、窃盗、住居侵入などが含まれております。

県民に大きな不安を与える、このような米軍人等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置がとられる必要があります。また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

さらに、平成22年6月に在日米軍沖縄地域調整官から、米軍人・軍属等による事件・事故の再発防止策が発表されましたが、外出規制時間帯の飲酒に絡む事件・事故が度々発生しており、これらの措置の実効性の検証も含め、日米両政府において、抜本的な再発防止策を講じていただく必要があります。

3 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要請

- ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- イ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講じること。
- ウ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故やF-15戦闘機の空中接触事故、平成18年のホテル・ホテル訓練区域でのF-15戦闘機墜落事故、平成20年の名護市での嘉手納エアロクラブ所属の小型飛行機墜落事故などを含め、復帰後519件（うち43件が墜落事故）が発生しております（平成23年9月末現在）。

さらに、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等による山林・原野火災（復帰後、平成23年9月末までに527件発生）や、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリヤー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20

年・鳥島射爆撃場)、提供施設外への米兵のパラシュート降下(平成23年1月・伊江島)などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施にあたっては、その具体的内容を事前に公表していただく必要があります。

また、事故が発生した場合は、事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行っていただくとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講じていただく必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行っていただく必要があります。

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

要請

- ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。
- ウ 住宅地上空の飛行を回避すること。
- エ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- オ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- カ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

理由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15 戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われているため、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、訓練移転の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、さらにFA-18 戦闘攻撃機等の外来機による離発着が頻繁に行われております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用していただく必要があります。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する米軍機が、両飛行場周辺のみならず沖縄本島の広い範囲において住宅地上空を飛行しており、近年、県内各地から苦情が増加していることから、住宅地上空の飛行を回避する必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地上空の飛行に関し、効果的な対策

を図るためには実態を把握する必要があることから、飛行高度や飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを県民に公表していただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 75WECPNL から環境基準値 70WECPNL に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されておりますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システムの設置助成の可否について検討が行われていると承知しておりますが、当該システム設置助成の早急な制度化を図っていただく必要があります。

5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。
- エ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。
- オ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- カ 米軍の東日本大震災支援に伴う放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、放射能レベル等の情報を開示するとともに、政府の責任において適切かつ早期の処理を行うこと。また、放射能関連事項については速やかに地元自治体等への連絡を行うこと。
- キ 過去に本県の米軍施設内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、事実関係を早急に確認し、地元自治体等へ説明を行うこと。

理由

世界的に環境保護の重要性が叫ばれている今日、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

特に、油類及び汚水等の流出事故については、復帰後 153 件が確認されており（平成 23 年 9 月末現在）、最近においても、汚水やジェット燃料が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生しております。これらの河川や、米軍基地の地下に存在する井戸は、県民の水道用水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への影響の面からも懸念されます。

また、嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる苦痛を与えております。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めていただく必要があります。

また、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用されるよう、日米地位協定に環境条項を新設していただく必要があります。

さらに、日米地位協定の見直し等が行われるまでの間も、全て

の環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に地元自治体等に説明を行っていただく必要があります。

一方、米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、地上デジタル放送へ移行したことを踏まえ米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を実施し、影響が認められた場合は、適切な措置を講じていただく必要があります。

普天間飛行場は、FA-18等のジェット戦闘機が飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する平成22年度航空機測定結果では、過去10年で最高値となる123.6dBが観測されるなど航空機騒音が激化しており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講じていただく必要があります。

また、米軍の東日本大震災支援関連の放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、在沖海兵隊の本県への帰還から政府の連絡まで約3ヶ月経過しております。原子力発電所の事故処理が継続している中、県民の不安を解消するためには、迅速かつ十分な情報開示が不可欠であり、また、政府の責任において、適切かつ早期に処理していただく必要があります。

さらに、在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等が、本県の米軍施設・区域内において過去に枯葉剤が使用されていたと証言しているとの報道により、地元自治体では健康被害、環境汚染等の懸念が広がっております。つきましては、住民の不安を解消するため、引き続き当該証言について事実関係を早急に確認し、地元自治体等へ説明を行っていただく必要があります。

6 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

(ア) 第2条関係（施設・区域の許与、決定、返還、特殊使用）

- a 施設・区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から要請があった場合、これを検討する旨を明記すること。
- b 前述の検討に際し、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨の明記と、返還の検討に際しても同様に対応することを明記すること。
- c 個々の施設・区域に関する協定には、その使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

(イ) 第3条関係（施設・区域内外の管理）

- a 事前通知後の施設・区域への立入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- b 航空機事故、山火事など、施設・区域内で発生した事件・事故についても速やかに情報を提供し、災害の拡大防止のため適切な措置を執る旨を明記すること。
- c 演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、日本国内法を適用する旨を明記すること。

(ウ) 第3条A（施設・区域の環境保全等）※新設

次の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

- (a) 合衆国軍隊の活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有し、

環境保全に関する日本国内法を適用する。

(b) 施設・区域におけるすべての計画策定に当たっては、人、動植物等に及ぼす影響を最小限とし、当該計画に基づく事業実施前後においても影響を調査、評価し、当該結果を公表するとともに、日米両政府は調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。

(c) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染は、合衆国の責任において適切な回復措置を執り、費用負担は日米両政府間で協議する

(エ) 第4条関係（施設の返還、原状回復、補償）

日米両政府は、施設・区域の返還に際し、事前に環境汚染等を共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、原状回復等の必要な措置を執ること。費用負担を日米両政府間で協議する旨を明記すること。

(オ) 第5条関係（船舶・航空機の出入・移動）

a 民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。

b 「出入」・「移動」には、演習等の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

(カ) 第9条関係（米軍人・軍属・家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関し、国内法を適用する旨を明記すること。

(キ) 第13条関係（課税）

私有車両に対する自動車税等について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

(ク) 第15条関係（歳出外資金諸機関）

施設・区域内の諸機関が提供する役務について、日本人に対する提供を制限する旨を明記すること。

(ケ) 第 17 条関係（刑事裁判権）

日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること。

(コ) 第 18 条関係（民事請求権）

a 公務外の合衆国軍隊の構成員、軍属、若しくはそれらの家族の行為等により損害が生じた場合、損害賠償額が裁判所の確定判決に満たない場合は、日米両政府の責任で差額を補填し、補填に要した費用負担を両政府間で協議する旨を明記すること。

b 日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえ、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

(サ) 第 25 条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

理由

本県には米軍基地が過度に集中し、しかも基地の多くが住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人・軍属及びその家族による犯罪等が県民生活に大きな影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しが重要な課題となっております。

本協議会は、米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民生活や人権を守り、県民の福祉向上を図る観点から、米軍基地の

運用のあり方等についての検討が必要であると考え、これまで機会あるごとに日米地位協定の見直しを日本政府に求めてまいりました。

日米地位協定は、締結から 50 年以上が経過し、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代にそぐわないものとなっております。

政府は「日米地位協定の改定を提起する」としているものの、これまで改定の方針等が示されていないことから、昨年 8 月、本協議会は緊急要請を行い、早急に方針等を明示し、見直し作業に着手するよう求めたところではありますが、未だ見直しに向けた動きが見られない状況にあります。

つきましては、基地の提供責任者である日本政府において、早急に日米地位協定の見直し作業に着手し、実務的な対応を行っていただく必要があります。

Ⅱ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定について

要請

「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱草案」を踏まえ、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」を制定すること。

理由

駐留軍用地跡地利用に関する現行法制度である沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成 7 年法律第 102 号）は、平成 24 年 3 月末に期限を迎えます。

今後の大規模な基地返還跡地の利用は、長年基地を提供してきた国の責務として、地元には過重な負担を生じさせることなく、沖縄の発展につながるものとなるよう進められるべきものであり、沖縄の基地問題の改善に向けての最優先事項であります。

そのため、現行法制度の期限切れ後の新たな法律については、現行法を一元化し、必要となる制度を盛り込んだ、全ての基地跡地の整備が終了するまでの法律とする必要があります。

沖縄県及び跡地関係 11 市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」においては、昨年国に要請した「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え」をもとに、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱草案」を取りまとめ、去る 6 月に要綱草案を踏まえた「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」の制定について国に要請をしております。しかしながら、9 月 26 日に開催された沖縄政策協

議会沖縄振興部会において、内閣府からは、新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直し等については、既存の枠組みの継続とされており、はなはだ遺憾であります。

つきましては、今後、要綱県案を踏まえた新たな法律の制定についての検討作業を遅滞なく進めていただき、国の責務による既存の枠組みを超えた駐留軍用地跡地利用に関する法制度（別枠の予算の確保、公共用地先行取得等の行財政上の特別措置、国による事業実施主体の確立、給付金制度の見直し、基地の返還前の立入調査、原状回復措置の徹底、国営（仮）普天間大規模公園等返還跡地国家プロジェクトの導入等）を制定していただく必要があります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還手続の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要請

ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還手続を迅速に進展させること。また、返還申請の要件を求める根拠を明確に示すこと。

イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の免除及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにも関わらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な、米軍施設・区域の一部返還手続を迅速かつ着実に進展していただく必要があります。

また、米軍施設・区域の一部返還申請の際、要件として事業主体側に8割以上の地権者の合意を形成すること等が求められておりますが、このような要件を求める根拠についても明確に示していただく必要があります。

また、沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算で発注されており、近年では軍人・軍属向けの住宅改修工事のように、100億円規模の大型案件の発注も行われています。

しかしながら、米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%の履行保証証券（履行ボンド）を提出する必要があることから、大型工事になる程、県内建設業者では同証券の確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況にあります。

履行ボンド提出の根拠となっている米国ミラー法には、外国で行われる工事契約について、履行ボンドの免除条項が存在していますが、このような条項の適用や、地元業者でも参入可能な工事規模への分離・分割など、様々な工夫を行うことにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくしていただく必要があります。

沖 縄 県 軍 用 地 転 用 促 進 ・ 基 地 問 題 協 議 会

会 長	沖縄県知事	仲井眞弘多
副会長	那覇市長	翁長雄志
副会長	金武町長	儀武剛
会 員	宜野湾市長	安里猛
〃	石垣市長	中山義隆
〃	浦添市長	儀間光男
〃	名護市長	稲嶺進
〃	糸満市長	上原裕常
〃	沖縄市長	東門美津子
〃	豊見城市長	宜保晴毅
〃	うるま市長	島袋俊夫
〃	宮古島市長	下地敏彦
〃	南城市長	古謝景春
〃	国頭村長	宮城馨
〃	東村長	伊集盛久
〃	本部町長	高良文雄
〃	恩納村長	志喜屋文康
〃	宜野座村長	東 肇
〃	伊江村長	大城勝正
〃	読谷村長	石嶺傳實
〃	嘉手納町長	當山宏
〃	北谷町長	野国昌春
〃	北中城村長	新垣邦男
〃	中城村長	浜田京介
〃	渡名喜村長	上原昇
〃	北大東村長	宮城光正
〃	久米島町長	平良朝幸
〃	八重瀬町長	比屋根方次